基本目標 5 協働による 自主的・自立的なまちづくり【協働・行財政】

5－1　市民参画・協働自治の推進

基本方針

市民と行政との協働によるまちづくりの推進、区・自治会や各種団体の地域活動の支援に努め、地域の課題に対して自ら取り組む意識の醸成、体制の強化を推進します。

現　状

- 海津市自治基本条例（理念条例）には、暮らしやすい地域社会に向けて、市民、市議会及び市の 3 者が協働して、今後のまちづくりに取り組むための基本理念が制定されています。
- コミュニティ活動は、主に自治会、区、自治連合会が中心となり、行政と連携しながら各種の活動や集会施設の管理・運営を行っていますが、コロナ禍で活動の機会が減り、令和 3（2021）年度の自治会加入率は 83.0%となり、年々下がっています。
- 今後、ますます人口減少や高齢化社会の進行により担い手が不足し、自治会によっては、コミュニティ活動の維持が困難になるなどの問題に直面する恐れもあります。
- 市民参画・協働の一つの形として、より市民ニーズに合った公共サービスの提供やより良いまちづくりを目指し、市民自らが企画し実施する様々なまちづくりに関する事業に対し、「かいづ夢づくり協働事業」として支援し、市民が主体となった協働事業を実施しており、成果を生んでいます。

課　題

- 海津市自治基本条例（理念条例）は、制定されたからといって、すぐに市民生活が変わるということはないため、市民、市議会及び市の 3 者がそれぞれの役割を認識し、地域個性を尊重し合い、情報提供・情報共有に基づく市民参加と協働のまちづくりを進めることを基本として、市民自治の実現を図っていく必要があります。
- 市民の生活課題は、人口減少や高齢化社会の進行により一層多様化・複雑化しており、そのすべてに対応したサービスを行政だけで提供することは不可能になってきているため、公助の範囲、協働の範囲を再確認し、計画的に地域における協働自治を推進していくことが求められます。

■自治会加入率

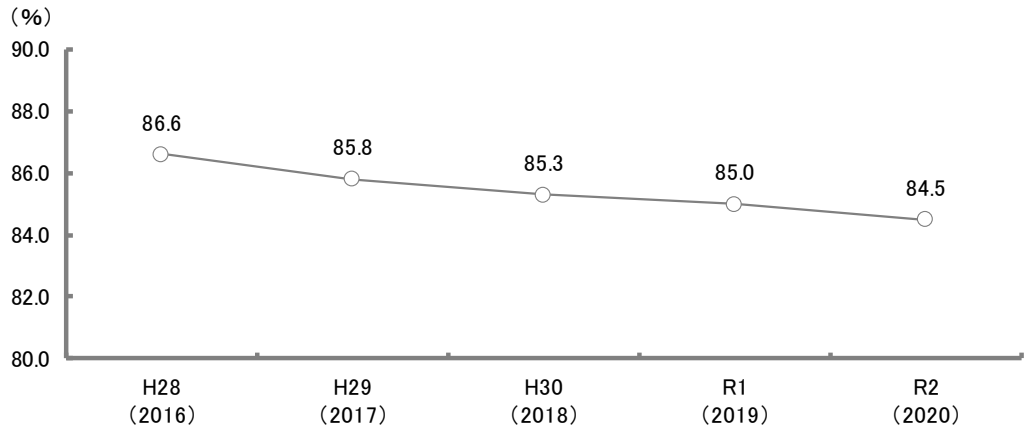

資料：市民活動推進課

施策の方向

1．市民参画・協働の推進

●市政に関する情報提供・情報共有や紙媒体、ＳＮＳ、ホームページなどの多様なメディアの活用を図り、市政に対する市民の関心を高め、市民アンケートやパブリックコメント※1を実施します。

●タウンミーティング※2などを開催し、市民が市政に参加できる機会の充実に努めます。

●自治基本条例（理念条例）の理念を具体的・計画的に進めるための検討を行います。市職員においては、市民自治・協働に関する研修を行います。

2．まちづくりの担い手の育成

●まちづくり出前講座などを開催し、市民の市政への関心とまちづくりへの参加の機会を提供します。

●子どもたちに対しては、海津っ子議会の開催などを通して、まちへの関心やまちを愛する心の育成に努めます。

3．市民活動団体の育成・支援

●まちづくりの積極的な取組みを実践できるリーダーの育成や、市民団体が自ら情報発信、情報交換できる環境の充実、団体のＰＲや活動範囲の拡大、団体同士のネットワーク形成の促進など、市民活動団体を育成・支援します。

●「かいづ夢づくり協働事業」など、積極的に市民活動団体が主体となって参画できる協働事業を推進します。

※1　パブリックコメント：市の基本的な政策等の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行う手続き。

※2　タウンミーティング：市と市民が、市政の重要課題や市民生活に及ぼす影響が大きい事項について、対話による意見交換を行うもの。

４．コミュニティ活動への支援

●自治会加入率が低下している現状を踏まえ、自治会・区、自治連合会への加入促進、活動促進を図る支援を行い、コミュニティ活動の維持・強化を図ります。

●コミュニティ活動の拠点となる集会施設について、今後のあり方を見直すとともに、必要な整備を支援します。

成果指標	現状値 令和２（2020）年度	目標値 令和８（2026）年度
かいづ夢づくり協働事業件数	７件	10 件
ＮＰＯ法人数	７法人	10 法人
自治会加入率	84.5%	80.0%

5－2　平等な社会の推進

基本方針

一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができるように、学校、地域、家庭、職場等における人権・同和教育の充実、男女共同参画社会の実現に向けて、普及・啓発を推進します。

現　　状

- 人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別（同和問題）、外国人など多岐にわたり、近年では、インターネット上での誹謗中傷や差別的情報の掲示が重大な人権侵害となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者や医療従事者などに対する偏見や差別が、重大な社会問題となっています。
- 部落差別（同和問題）の解消に向けた取組みが進められていますが、現在もなお差別事案が発生している状況から、平成 28（2016）年 12 月には、部落差別解消を目指し、教育・啓発の推進を柱とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行されました。この法律には、相談体制の充実や教育・啓発、部落差別の実態に係る調査の実施などが定められています。
- 平等な社会の実現を目指し、平成 18（2006）年に「人権尊重の都市」宣言をし、「海津市人権教育・啓発基本計画（第 3 次改定版）」に則り、人権一般の普遍的視点から人権同和教育を行うとともに、人権啓発推進大会の開催や、差別、いじめ、嫌がらせなど、人権に関する人権相談所の開設日を設け、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図っています。
- 平成 20（2008）年 3 月に「海津市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進のための環境を整備するとともに、「第 4 次海津市男女共同参画プラン」に基づき、家庭や地域、学校、職場においての、啓発活動や教育の充実、男女均等な雇用機会や政策・方針決定過程への女性登用の拡大、仕事と生活の調和の確立などを推進しています。

課　　題

●人権問題の基本は、すべて人々の偏見や差別意識などに起因するもので、差別意識を解消することが必要です。

●学校、地域、家庭、職場などにおける人権教育の充実と、人権についての正しい理解を普及するため、部落差別（同和問題）をはじめとしたあらゆる差別の解消と、広く人権意識、人権感覚を身につける人権教育の取組みを推進していくことが必要です。

●コロナ禍において生活様式や働き方に大きな変化が生じており、家事・育児・介護などの負担といった問題に対して、男女がともに力を合わせて対応することが必要とされており、性別に関わらず多様な個人が社会のあらゆる場面に参画できる男女共同参画社会の実現が求められています。

施策の方向

1．人権教育の充実

●学校教育や生涯学習などのあらゆる機会を通じて、人権意識、人権感覚を身につける人権教育の充実を図り、人権についての正しい理解と人権尊重理念の浸透に努めます。

2．人権啓発の充実

●部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題を、市民が正しく理解し、差別意識の解消を図るための啓発活動を推進します。

●人権・同和問題講演会や人権啓発推進大会の開催、街頭啓発などの活動により、人権尊重の理念の普及と高揚を図り、市民に人権問題に対する正しい認識を広めることに努めます。

3．男女共同参画社会への意識の高揚

●家庭や地域、学校などにおいて、男女平等を推進する教育やセミナーなど、男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、誰もが参画できる男女共同参画社会への意識を高める啓発活動を推進します。

4．男女共同参画社会への環境整備

●結婚、出産で離職した女性の再就職の支援や、男女ともが育児、介護を担い、仕事と両立できる育児休暇や介護休暇などの支援体制の周知や施策推進体制の整備、女性の管理職・役員の育成など、ライフスタイルに応じた多様な働き方（ワーク・ライフ・バランス）ができる環境づくりを推進し、誰もが平等に個性や能力を発揮して働ける環境づくりに努めます。

成果指標	現状値 令和２（2020）年度	目標値 令和８（2026）年度
人権啓発推進大会参加者数	605 人※	650 人
審議会等への女性の登用率	29.8%	40%以上 60%以下

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、令和元（2019）年度の現状値を掲載

5－3　地域情報化・電子自治体の推進

基本方針

市民が利用しやすい行政サービスの実現や積極的な市民参画の実現に向けて、行政情報や地域情報の電子化を一体的に推進します。

現　状

- 情報通信分野の技術革新によるパソコンやスマートフォンの普及など、市民生活の情報化が急速に進展しており、インターネットが最も身近な情報発信・受信の手段となっています。
- 自治体ＤＸの推進として、マイナンバーカードを利用した行政手続きのオンライン化による市民の利便性向上に配慮した行政サービスの提供を進めています。
- 「入札」などの事業者向け手続き、「パブリックコメント」や「図書館の図書貸出予約」などの市民向け手続きのオンライン化を図り、電子自治体を推進しています。
- 証明書などの交付申請のサービスは、インターネットや電話で受け付けていますが、実際の受け取りは窓口となっています。
- マイナンバーカードを活用し、住民票や印鑑登録証明書をコンビニなどのマルチコピー機で取得できるサービスを始めています。
- 「海津市情報セキュリティポリシー」を定め、取り扱う情報の管理体制を整備しています。

課　題

- 市役所に足を運ばなくても済むような行政手続きを目指して、国や県、他市町と連携してより利便性の高いサービスの実現を目指していく必要があります。
- 情報公開に関しては、行政の透明性を高め、市政への理解と信頼を深めるため、情報公開制度に基づき実施する必要があります。
- 官民データの利活用に向けた行政保有データのオープン化について、社会全体の基盤となるデータとして整備・活用することは、スマートシティ※などの新しいサービスの創出などを図るために重要です。
- 行政業務、行政サービス提供などの地域情報化・電子自治体の推進、官民データの利活用及び情報公開においては、個人情報の保護などの情報資産の厳重な管理が必要です。
- マイナンバーカードを活用した行政手続きを進めるとともに、マイナンバーカードの普及率を向上させることが必要です。
- 国において社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されており、今後も社会情勢の変化や技術の進歩に的確に対応し、点検・見直しを随時行うなど、徹底した情報セキュリティの確保が必要です。

※　スマートシティ：ＩＣＴ等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、諸課題の解決を行うとともに、新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域。

■情報公開制度実施状況

単位：件

	請求件数	公開件数	部分公開件数	非公開件数	不在者・存否応答拒否件数
平成 28（2016）年度	101	39	44	2	16
平成 29（2017）年度	65	34	21	2	8
平成 30（2018）年度	75	30	35	0	10
令和元（2019）年度	55	31	19	1	4
令和 2（2020）年度	69	31	31	0	7

資料：総務課

■オンライン申請可能手続件数

単位：件

平成 28 年度（2016）	平成 29 年度（2017）	平成 30 年度（2018）	令和元年度（2019）	令和 2 年度（2020）
0	21	21	21	21

資料：総務課

施策の方向

1．行政サービスの電子情報化

●パソコンやスマートフォンでインターネットから申請できる証明書の発行など、市民への各種行政手続きの充実を推進します。

●マイナンバーカードがもつ高い機能を利活用し、各種行政手続きのオンライン化による利便性の高い行政サービスの提供体制を、高齢者、障がい者や語学支援の必要な外国人などに配慮しながら推進します。

●庁内の情報システムの標準化※1とともに業務プロセスの見直しを行い、行政手続きの簡素化・行政事務の効率化を図ります。

●岐阜県市町村共同電子入札システムの活用による入札の効率化を図るなど、国や県、他自治体の電子情報化の動向を把握し、連携を図りながら、情報通信基盤の整備を推進します。

2．情報公開の推進

●ウェブアクセシビリティ※2に配慮したホームページのコンテンツ※3の充実を図るとともに、ＳＮＳを活用した情報提供、申請受付の充実を推進します。

●防災関連の情報など市が保有する情報をオープンデータ※4として提供し、各種データとの組み合わせを含めた活用を推進し、データの価値向上や多様なサービスの出現に貢献します。

●条例に基づいた情報公開を実施し、市民に開かれた市政を推進します。

●情報の提供や公開においては、個人情報保護に関する法令などに基づき、個人情報の適正な取り扱いと管理に努めます。

※1　情報システムの標準化：住民記録、税務など、全国の自治体共通の事務で利用する情報システムについて、国が定めた標準仕様書に準拠したシステムに移行すること。
※2　ウェブアクセシビリティ：高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。
※3　コンテンツ：内容、中身。
※4　オープンデータ：機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。

３．情報セキュリティの徹底

●クラウド化※、オンライン手続、テレワークなどの利便性・効率性の向上に関する新たな時代の要請への対応を踏まえ、分離・分割したネットワークの適切な管理・運用を実施します。

●「海津市情報セキュリティポリシー」の定期的な評価・見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底、重要情報の保護、情報システムやネットワークの安定稼働を保持します。

●情報セキュリティポリシーの普及と浸透を図る職員教育及び情報セキュリティ監査を実施します。

成果指標	現状値 令和２（2020）年度	目標値 令和８（2026）年度
マイナンバーカード交付率	23.7%	90.0%
オンライン申請可能手続件数	21 件	35 件

※　クラウド化：社内で管理しているデータなどを、インターネットを通じて外部事業者のサービスに移すこと。

5－4　広域的な連携体制の確保

基本方針

市民の生活圏の広域化、政策課題の広域化に対応するため、西濃圏域をはじめとする周辺市町や姉妹都市との交流など様々な地域間交流を推進します。

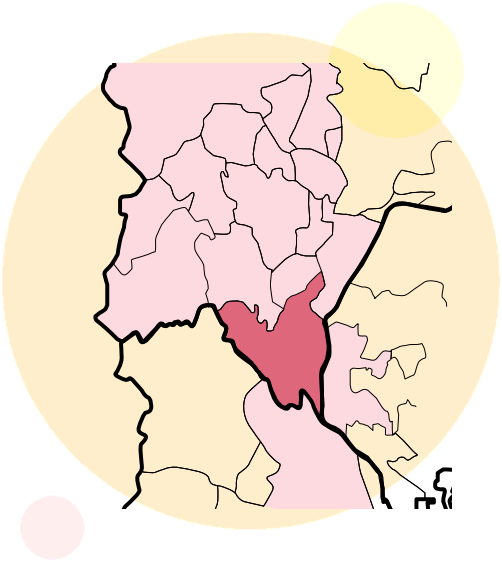

現　状

- 市民の通勤、通学や買い物などの日常生活圏は、公共交通や自動車移動に支えられ、市域を越えて形成されています。
- 本市は西濃圏域に属しており、圏域の 2 市 9 町を中心とする周辺市町と一部事務組合※を設立し、観光・医療・福祉、し尿処理、廃棄物処理などの行政サービスを効率的に遂行しています。
- 県下の市町とは、住民票の発行など各種証明書の相互交付などの広域事業を実施しています。また、県域を越えた連携では、本市は、愛知県と三重県に接していることから、愛知県愛西市、三重県桑名市と共通の行政課題がある場合に連携して取り組んでいます。
- 消防、防災においても、周辺市町と消防相互応援協定を締結し、水害や地震などの緊急時や災害時に相互に対応できる対策を講じています。
- 災害に対する備えとして、防災応援協定などを関係市町及び個別の関係団体、事業体、施設などと結んでいます。

課　題

- 産業振興、観光振興や今日的テーマである移住・定住促進の視点から、広域的な交流や連携が必要です。
- 県域を越えた共通のテーマや、課題による横断的な連携を推進する必要があります。
- 行政の効率化や経費削減、職員の資質の向上のため、広域的な連携体制の充実、強化を推進していく必要があります。
- 市民の生活圏は広域化しており、周辺市町などとの広域連携体制の充実・強化を促進する必要があります。

※　一部事務組合：複数の地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する行政機関。

施策の方向

１．西濃圏域における広域行政体制の充実

●市民の生活圏の拡大や、情報化社会に伴う交流圏の広域化する中で、行政運営の効率化が求められる状況を踏まえ、医療や福祉、衛生、公共交通など公共公益事業における連携による運営体制を維持し、効率的な運営や市町の機能分担の推進による広域行政の強化を図ります。

●西美濃創生広域連携推進協議会による広域観光の推進や産業の振興、Ｕターン・Ｉターン支援などの雇用促進、移住・定住の促進などを図り、自立した定住圏の形成と、圏域市町の交流や連携の深化を目指します。

２．広域連携による緊急対応体制の確保

●消防・防災や救急・高度医療の広域的な連携については、圏域における関係自治体や機関、団体、企業などが連携し、緊急時や災害時などの対応体制の強化を図ります。

３．周辺自治体等との連携

●観光や産業・雇用、定住促進、交通網の整備、公害・災害防止、河川環境整備、森林資源保全などの各課題に応じて、圏域を越えた県内の関係市町との連携を推進します。

●本市と隣接する愛知県、三重県及び共通の課題を有する両県下の圏域市町との情報交換などの県際交流や、歴史を共有する関係市との歴史・防災・観光分野の連携、ツール・ド・西美濃のイベントの開催などの広域連携を推進します。

成果指標	現状値 令和２（2020）年度	目標値 令和８（2026）年度
各種団体との連携協定数【累計】	85 協定	103 協定

5－5　効率的な行財政運営の推進　重点施策 11

基本方針

行財政運営の効率化に向け、研修等による職員の能力・資質の向上、行政内部の連携強化を推進します。また、公共施設等は利用状況、市民意向及び財政状況等を勘案して統廃合等を推進します。

現　状

- 財政収支は、繰越金や繰入金による基金の取り崩しなどにより、収支の均衡を保っている状況です。今後は、少子高齢化などによる歳入減少、扶助費をはじめとした義務的経費による歳出増加が推測されます。
- 人口減少、少子高齢化の進行、地方分権の進展など、社会情勢が変化する中、行政需要はますます多様化しています。
- 行財政改革の指針として、「海津市行財政改革大綱」及び「海津市財政再生プログラム」を策定し、持続可能な財政運営を目指し、大綱に基づく具体的な取組みを行っています。
- 3 町が合併して誕生した本市では、旧町が整備してきた公共施設を受け継いでおり、「海津市公共施設等総合管理計画」に基づき、統合庁舎整備事業、中学校統合事業など、統廃合を進めてきました。
- 未利用市有地のうち、油島、古中島、本阿弥新田、野寺地内の 4 箇所を民間事業者に貸し付け、自主財源の確保に努めています。

課　題

- 持続可能な自立したまちづくりを進めるためには、より一層の市税などの収納率の向上や地域経済の活性化などによる自主財源確保の強化や、有効な補助制度や事業債の活用などに努め、長期的な財政計画を成立させることが必要です。
- 事務事業の効率化、市民参画の推進、人材育成を進め、財政基盤の強化と行財政運営の効率化を図っていくことが必要です。
- 持続可能な行財政運営を実現するためには、公共施設のあり方を見直し、効率的な管理運営が必要です。
- 行政事務の効率化を目的としたＡＩやＲＰＡ※などのＩＣＴを活用した業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化を積極的に進めていくことが必要です。
- 施設の使用料については、「海津市行財政改革大綱」及び「公の施設の受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、市民負担の公平性を確保し、受益者負担の適正化を図ることが必要です。
- 公共施設のあり方については、現状の公共施設の目的と効果を検証し、類似施設重複の解消や適正配置、市民のニーズや利便性を勘案しながら、統廃合を進めていくことが必要です。
- 未利用となっている市有地のうち、行政目的での利活用の見込みがないものは、早期に売却し、歳入確保と維持管理費削減を図ることが必要です。

※　ＲＰＡ：ロボティック・プロセス・オートメーション（Robotic Process Automation）の略で、ロボットによる業務の自動化のこと。人間が行う業務の処理手順を操作画面上から登録しておくだけで、ブラウザやクラウドなど様々なアプリケーションを横断し、業務を自動化できる。

■財政状況

単位：千円

		平成 28 年度（2016）	平成 29 年度（2017）	平成 30 年度（2018）	令和元年度（2019）	令和 2 年度（2020）
基準財政需要額		8,304,098	8,420,124	8,398,265	8,423,496	8,741,573
基準財政収入額		4,169,539	4,110,708	4,155,917	4,105,509	4,298,630
地方交付税		5,014,126	5,031,049	4,851,423	4,816,509	4,805,534
	普通交付税	4,606,761	4,642,618	4,453,214	4,427,285	4,439,369
	特別交付税	407,365	388,431	398,209	389,224	366,165
	震災復興特別交付金	0	0	0	0	0
財政力指数		0.52	0.50	0.49	0.49	0.49

※基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税は、合併算定替の数値　　資料：企画財政課
※財政力指数は、一本算定の数値

■歳入決算状況

単位：千円

	平成 28 年度（2016）	平成 29 年度（2017）	平成 30 年度（2018）	令和元年度（2019）	令和 2 年度（2020）
市税	4,232,352	4,253,768	4,151,228	4,245,432	4,185,373
地方譲与税	270,675	269,464	271,951	271,602	270,423
利子割交付金	6,370	11,312	11,223	4,902	4,660
配当割交付金	16,251	22,161	17,288	19,518	17,555
株式等譲渡所得割交付金	8,212	25,892	14,622	10,339	20,462
地方消費税交付金	591,522	602,661	643,532	613,867	753,620
自動車取得税交付金	61,989	82,860	87,552	45,596	0
環境性能割交付金	－	－	－	13,520	24,380
法人事業税交付金	－	－	－	－	21,021
地方特例交付金	13,579	14,779	17,137	61,595	33,194
地方交付税	5,014,126	5,031,049	4,851,423	4,816,509	4,805,534
交通安全対策特別交付金	6,644	6,404	5,698	5,156	6,121
分担金及び負担金	66,989	37,465	30,667	27,048	22,898
使用料及び手数料	301,259	292,803	285,147	262,822	232,997
国庫支出金	1,406,348	1,390,078	1,395,835	1,550,534	5,854,150
県支出金	1,302,626	1,100,181	1,244,392	1,212,311	1,194,423
財産収入	56,431	33,724	73,567	37,359	96,402
寄附金	24,177	34,998	51,138	57,820	105,339
繰入金	252,143	739,683	299,920	80,674	735,966
繰越金	914,483	628,208	771,378	730,388	628,130
諸収入	511,988	452,431	409,632	406,223	338,457
市債	1,131,200	1,454,600	1,140,100	920,500	1,208,400
合計	16,189,364	16,484,521	15,773,430	15,393,715	20,559,505

※端数処理により構成比「歳入合計」は内訳と一致しない場合がある。　　資料：企画財政課

■歳出決算状況（目的別）

単位：千円

	平成 28 年度（2016）	平成 29 年度（2017）	平成 30 年度（2018）	令和元年度（2019）	令和 2 年度（2020）
議会費	127, 466	114, 059	127, 728	126, 817	119, 542
総務費	1, 741, 258	1, 813, 934	1, 637, 197	1, 667, 305	5, 044, 369
民生費	4, 495, 442	4, 444, 796	4, 406, 236	4, 671, 166	4, 636, 112
衛生費	1, 306, 406	1, 220, 718	1, 252, 714	1, 179, 001	1, 203, 142
労働費	27, 357	25, 438	23, 830	21, 650	18, 273
農林水産業費	1, 120, 692	1, 073, 048	1, 022, 878	844, 148	691, 699
商工費	202, 959	221, 647	201, 324	290, 224	500, 340
土木費	2, 198, 719	2, 238, 814	2, 025, 425	1, 841, 743	2, 457, 661
消防費	592, 257	597, 912	580, 302	630, 453	607, 295
教育費	2, 339, 046	2, 460, 147	2, 169, 619	1, 872, 554	2, 634, 980
災害復旧費	0	8, 377	0	0	0
公債費	1, 409, 554	1, 494, 253	1, 595, 789	1, 620, 524	1, 652, 195
諸支出金	0	0	0	0	0
合計	15, 561, 156	15, 713, 143	15, 043, 042	14, 765, 585	19, 565, 608

※端数処理により構成比「歳入合計」は内訳と一致しない場合がある。　資料：企画財政課

■職員数推移

単位：人

	平成 28 年度（2016）	平成 29 年度（2017）	平成 30 年度（2018）	令和元年度（2019）	令和 2 年度（2020）	過去 5 年間の増減数	過去 5 年間の増減率
一般行政	233	228	218	220	204	△29	△12. 4%
教育	58	55	54	47	46	△12	△20. 7%
消防	64	64	63	63	64	0	0. 0%
公営企業等	111	107	99	104	104	△7	△6. 3%
合計	466	454	434	434	418	△48	△10. 3%

資料：秘書広報課（各年度 4 月 1 日現在）

■主な税収状況

単位：円、％

		平成 28 年度（2016）	平成 29 年度（2017）	平成 30 年度（2018）	令和元年度（2019）	令和 2 年度（2020）
市民税	調定額	1,970,888,028	1,966,619,758	1,922,034,435	1,995,957,837	1,895,659,979
	収入額	1,887,205,757	1,884,260,789	1,842,567,005	1,920,437,267	1,805,602,679
	不納欠損額	5,235,083	4,658,319	5,413,635	1,917,712	3,541,085
	未収額	78,447,188	77,700,650	74,053,795	73,602,858	86,516,215
	収納率	96.0	96.0	96.1	96.3	95.4
固定資産税	調定額	2,260,492,696	2,267,679,220	2,208,345,486	2,213,071,416	2,251,716,780
	収入額	2,048,163,413	2,078,663,783	2,028,642,041	2,040,235,741	2,081,168,557
	不納欠損額	33,396,963	12,668,851	6,847,729	10,246,495	3,606,507
	未収額	178,932,320	176,346,586	172,855,716	162,589,180	166,941,716
	収納率	92.0	92.2	92.1	92.6	92.6
軽自動車税	調定額	105,044,867	108,595,363	111,587,033	116,889,838	123,093,589
	収入額	97,542,204	100,781,071	103,448,050	108,370,149	114,331,387
	不納欠損額	504,100	465,959	322,245	667,200	312,500
	未収額	6,998,563	7,348,333	7,816,738	7,852,489	8,449,702
	収納率	93.3	93.2	93.0	93.2	93.1
国民健康保険税	調定額	1,406,286,333	1,373,024,191	1,312,664,083	1,268,362,573	1,225,092,494
	収入額	1,153,253,378	1,114,534,821	1,048,813,660	1,000,548,845	960,348,896
	不納欠損額	8,219,364	3,678,187	10,049,650	8,713,934	6,183,525
	未収額	244,813,591	254,811,183	253,800,773	259,099,794	258,560,073
	収納率	82.5	81.4	80.5	79.4	78.8

資料：税務課

施策の方向

1．行政サービスの最適化

- 公共性、有効性、効率性の観点から、継続的に見直しを行い、より効率的・効果的な事務事業を実施します。
- 公共施設などについては、長期的な視点から施設の適正配置、既存施設の有効活用による効率的な運用、長寿命化の推進、老朽化や耐用年数到来による施設の廃止、民間活力の導入、指定管理者制度※の活用を推進し、維持管理の効率化とサービスの最適化を図ります。
- 協働のまちづくりの推進を図り、市民と行政が各々の役割を果たしながら、多様化・高度化する市民ニーズに対応できる行政サービスの継続的な運営を図ります。
- Society5.0 社会の実現に向けてＡＩ・ＲＰＡなどのＩＣＴ技術を活用した業務改善を行い、より質の高い行政サービスが市民に提供できるように努めます。

※　指定管理者制度：地方公共団体が所管する公の施設について、管理・運営を民間事業者を含む法人その他団体に委託できる制度。

2．財政基盤の強化

●安定した行政サービスを提供していくため、市税、各種使用料の収納率の向上、さらにはふるさと応援寄附金の拡充に努めるとともに、歳入に見合った歳出構造の確立を図り、「選択と集中」を徹底し、事業の優先順位を明確にしながら、限られた財源を有効かつ適切に活用していきます。

●民間にできることは民間に委ねながら、行政と民間の適切な役割分担のもと、お互いに知恵を出し合い、工夫しながら力を合わせて、地方創生や地域活性化に取り組んでいきます。

●内部の管理経費削減や行政のスリム化などを進め、将来を見据えながら最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、持続可能な財政基盤の強化に努めていきます。

3．職員の人材育成と適正な人事管理

●高度化・多様化する行政課題に対応できる人材の育成を行うため、ｅラーニング※1やオンライン研修などを含めた職場内外の職員研修や、職員派遣による他自治体との情報交流を積極的に行い、職員の能力向上に努めます。

●適正な職員数を確保しつつ、民間委託の推進を図りながら人件費の削減を目指します。

●ワークライフバランス・メンタルヘルスケア・労働安全衛生に配慮した職場環境の整備に努めます。

4．公共用地の活用

●公共施設の統廃合に伴う跡地などや未利用となっている公共用地について、秩序ある土地利用や市民生活の向上の観点から、その有効活用を推進していくことに努めます。

●行政目的での利活用の見込みがない未利用市有地については、市有地売払い媒介制度※2を活用するなどし、早期の売却に努めます。

成果指標	現状値 令和２（2020）年度	目標値 令和８（2026）年度
職員研修受講率	78.0%	85.0%
研修内容が意識・業務の向上に役立ったと感じた職員の割合	―	100.0%
経常収支比率	88.7%	88.0%以下
実質公債費比率	9.2%	9.0%以下
市税（保険料含む）の収納率	92.3%	92.5%
未利用市有地の利活用件数	8件	14件

※1　ｅラーニング：コンピュータやインターネットを活用した学習形態のこと。基本的に一人一人が自分に合ったペースで、いつでもどこでも学ぶことができるシステム。

※2　市有地売払い媒介制度：市が所有する土地の処分の促進を図るため、必要な事項を定め、宅地建物取引業者等による媒介を活用して市有地を売り払う制度。